

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則（平成4年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上 限額		区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上 限額	
		社会福祉に關する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合			社会福祉に關する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備（屋外用）	[略]	円 <u>264</u>	円 <u>636</u>	放送設備（屋外用）	[略]	円 <u>268</u>	円 <u>648</u>
机	[略]		<u>84</u>	机	[略]		<u>85</u>
[略]				[略]			
16mm映写機（スクリーン付き）	[略]		<u>84</u>	16mm映写機（スクリーン付き）	[略]		<u>85</u>
スライド映写機（スクリーン付き）	[略]		<u>120</u>	スライド映写機（スクリーン付き）	[略]		<u>122</u>
茶道具セット	[略]	<u>84</u>	<u>144</u>	茶道具セット	[略]	<u>85</u>	<u>146</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。